

### 承認第3号

#### 専決処分の承認を求めることについて

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和6年米原市条例第27号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和6年6月6日提出

米原市長 平尾道雄

#### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、都市計画税（土地）の負担調整措置に対する特別な措置等を行うため、緊急に米原市都市計画税条例（平成17年米原市条例第49号）を改正する必要性が生じ、令和6年3月30日に米原市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和 6 年 3 月 3 0 日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

## 米原市都市計画税条例の一部を改正する条例

米原市都市計画税条例（平成 17 年米原市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 項を削る。

付則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合）

4 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

付則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改める。

付則第 7 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」および「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

付則第 8 項および第 9 項中「令和 4 年度分および令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

付則第 10 項および第 11 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

付則第 12 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」および「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

付則第 15 項中「付則第 7 項、第 8 項」を「付則第 8 項」に改める。

付則第 16 項中「第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項もしくは第 46 項」を「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項もしくは第 45 項」に改める。

付則第 16 項の次に次の 1 項を加える。

（用途変更宅地等および類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する経過措置）

17 地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の米原市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

米原市都市計画税条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則</p> <p><u>(法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合)</u></p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>(法附則第 15 条第 42 項の条例で定める割合)</u></p> <p>5 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p> <p>(宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3</p>	<p>付 則</p> <p><u>(法附則第 15 条第 32 項の条例で定める割合)</u></p> <p>4 <u>法附則第 15 条第 32 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。</u></p> <p><u>(法附則第 15 条第 43 項の条例で定める割合)</u></p> <p>5 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</p> <p>(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 100 分の 5 <u>(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5)</u> を乗じて得た額を加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例措置の廃止</li> <li>・一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例措置を定める規定の新設</li> <li>・項ずれの反映</li> <li>・項ずれの反映</li> <li>・適用期限の延長</li> <li>・適用期限の延長</li> <li>・商業地等に係る都市計画税の課税標準の特例措置の廃止</li> </ul>

(第 18 項を除く。) または附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「宅地等調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) または附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 付則第 7 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3

算した額 (令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) または附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「宅地等調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和 4 年度および令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) または附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 付則第 7 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度および令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条

・商業地等に係る都市計画税の課税標準の特例措置の廃止

・適用期限の延長

・適用期限の延長

49 条の 3（第 18 項を除く。）または附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第 7 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）または附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）または附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ

の 3（第 18 項を除く。）または附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第 7 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）または附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）または附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ

・適用期限の延長

・適用期限の延長

て得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 12 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

- 15 付則第7項および第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第7項および第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第8項、第10項およ

て得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 12 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額、以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

- 15 付則第7項および第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第7項および第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第7項、第8項、第

・適用期限の延長

・適用期限の延長

・規定の整備

・農地に係る都市計画税の課税標準の特例措置の廃止

・規定の整備

び第 11 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、付則第 10 項から第 12 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、付則第 12 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 13 項および前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。

16 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項もしくは第 45 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 または第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「または第 33 項」とあるのは「もしくは第 33 項または附則第 15 条から第 15 条の 3 までもしくは第 63 条」とする。

(用途変更宅地等および類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する経過措置)

17 地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。

10 項および第 11 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、付則第 10 項から第 12 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、付則第 12 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 13 項および前項の「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に規定するところによる。

16 法附則第 15 条第 1 項、第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項もしくは第 46 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 または第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「または第 33 項」とあるのは「もしくは第 33 項または附則第 15 条から第 15 条の 3 までもしくは第 63 条」とする。

・項ずれの反映

・用途が変更された宅地等に対して課する都市計画税の課税標準額について、同じ用途の周辺の宅地等との税負担の均衡を図るため、規定を新設